

一村落の集団論的研究(Ⅱ)

その続

井上 文夫

はじめに

長谷むら（兵庫県宝塚市西谷地区長谷）の調査は、すでに昭和31年に行なわれ、余田博通著「農業村落社会の論理構造」に発表されているが、この調査以来16～17年を経過している。ここに、①集団論・社会関係論の観点から、昭和47～48年現在の長谷むらの実態を見ること、②集団を構成している要因および社会関係を構成している要因を析出すること、③このむらの昭和31年現在と昭和47～48年現在との比較ないしは変容を見ること、この三つが今回の調査目的である。

この調査目的に沿って、先の号では¹⁾、[1]. 長谷むらにおける部落財産の所有および管理形態の変容理由、[2]. 寄せ講（統一伊勢講）の実態報告、[3]. 寄せ講の各構を構成している要因の析出、[4]. 妙清講・行者講・念仏講・庚申講・観音講の実態報告、[5]. 墓講の実態報告およびこの講集団を構成している要因の析出、これら五つの項目を考察してきた。

本号においては、これら五つの項目を簡単に要約し、[6]. 葬儀の実態報告、[7]. 農業用機械の共同所有集団を構成している要因の析出、[8]. ユイ（カタミ）・手伝・雇用—被雇用関係の実態報告およびこれら諸関係を構成している要因の析出、の三項目を考察したい。

以上の報告によって、昭和47～48年現在のこのむらの実態を明確にし、これを基礎に「むら」一般を考えたい。

先号の要約

[1]. 「長谷むらにおける部落有財産の所有および管理形態の変容理由」の要約。長谷むらにおける部落有財産の管理形態変容の直接の契機は、関西電力による部落有財産（むら共有地）の一部の

買収である。部落有財産の一部を売買する場合、従来の土地所有形態および管理の様式を、むらとして、現実に対応しうる何らかの形態に変える必要があった。そこで、その対応としての最善の形態を研究するという共同の目標をもって、むらの人々が共同活動を行ない、この成果が長谷土地信託有限会社の創立である。かつ、この会社の創立は、むら共有地の売買を契機とする部落有財産の所有および管理形態の法的変容としてみることもできる。

[2]. 「寄せ講（統一伊勢講）の実態」の要約。長谷むらの各講が、寄せ講＝統一伊勢講として講を営むに至った契機および理由を二つあげることができる。すなわち、昭和32年、①長谷公民館が現在の場所に新築されたことを契機に公民館活動の一環として、②生活様式の急激な変化にともなう講営の再検討、換言すれば、折からの生活改善事業の一つとして、これら二つの理由によって、従来の講営（ゾゴト）が改められ、寄せ講＝統一伊勢講となった。

このような理由で成立した伊勢講（統一伊勢講）は、上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講の相対的独立性を保ちつつも、講営という共同の活動を「むら」として営む寄せ講であり、講員（むら人）全員が、伊勢神宮の参詣を共同の目的として、各講ごとに積立貯金（各戸五百円）を行ない、しかも講営という共同の活動を営む宗教的・娯楽的集団である。

上述の寄せ講＝統一伊勢講の成立以来、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、これら各講独自の参詣・講営という共同の目標・共同の活動がなく、参詣のための積立貯金もなされていない。とはいえこれら各講は、講自体の資産を保有しており、伊勢講（寄せ講）の場においてはあながち、資産運用に関する決算報告という共同の活動も存在しているので、これらの各講は、昭和48年現在の時点

では、実質的に解体しているとは言えない。しかしながら、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、昭和32年以来、すでにこれらの講独自の参詣・講営という共同の目標・共同の活動が存在しなくなっており、将来において、講共有の資産がなくなると共に、資産運用に関する決算報告という共同の活動も存在しなくなれば、これらの講集団は完全に解体することになるであろう。

[3]. 「寄せ講の各講を構成している要因の析出」の要約。長谷むらの寄せ講の各講を構成している要因として、——各講により、その構成原理は幾分異なるけれども——第一に、住居の近接（同じ居住区）という要因、第二に、同家（本家一分家）関係という要因、第三に、歴史的にほぼ同世代の家々の関係という要因（具体的に言えば、世代が類似した家々により構成された講集団）、第四に、親類関係という要因、をあげることができる。

ところで、先の号では、発生時期の比較的明白な講をとらえて、これらの講の発生を、主として「共同の対抗意識」に求めたが、本号では、長谷むらの講の発生を以下のようにまとめておきたい。このむらの講の発生理由は、共同の日標内容の差異によって、およそ三つに分類することができる。すなわち、①主として、宗教的祭祀活動を共同の目標として発生した講集団（上伊勢講・西伊勢講・上愛宕講・西愛宕講・旧金刀比羅講・上高野講・中高野講・西薬師高野講・長谷高野講）、②主として、既存の講が営む講営（ゾゴト）に対する共同の対抗意識により発生した講集団（大正伊勢講・東金刀比羅講・昭和伊勢講・昭和愛宕講・昭和金刀比羅講・昭和の高野講）、③主として、便宜的目的のために発生した講集団（一軒の家でゾゴトつまり講営を営むには人数が多くなりすぎたために、既存の講が便宜的に二つに分かれた東愛宕講と中西愛宕講）。

[4]. 「妙清講・行者講・念仏講・庚申講・観音講」の要約。(イ)妙清講。妙清講は、長谷むらを中心としながらも、このむらの範囲を越えた——具体的には長谷むらの人々・西谷地区の人々・猪名川町の一部の人々・三田市の一部の人々、およそ八百名より成る——いわば崇敬社的人格のような宗教的・娯楽的集団である。(ロ)行者講。行者講

は、むら人全員を講員とし、講員の護摩供養を目的とする宗教的集団である。(ハ)念仏講。念仏講は、地藏の区・薬師の区を中心とした古い家柄の中の一部の家々により構成され、昭和48年現在、この講は宗教的色彩を欠いた一種の娯楽集団である。(ニ)庚申講。長谷むらには、道谷の庚申講・畑所の庚申講・上の庚申講という三つの庚申講がある。これらの講は、中の区・畑の区・上の区を中心としたほぼ居住区別の講集団で、昭和48年現在、これらの庚申講は、講営が存在せず、形式的祭祀活動のみとなっている。したがって、このむらの庚申講は、崩壊したとは言えないまでも、集団性がきわめて微弱となった講集団である。(ホ)観音講。長谷むらにおける観音講は、老女たちの娯楽集団であると共に宗教的集団であり、むらあるいはむら人の宗教的行事に重要な役割を遂行する集団である。

[5]. 「墓講の実態およびこの講集団を構成している要因の析出」の要約。長谷むらには、道谷の口・道谷の奥・釜床の上・釜床の下・中井・畑所・上・芝辻・その他、の墓講がある。これらの墓講は、墓地を共同にする家々が講営という共同の活動を営む集団であって、各墓講によりその構成原理は幾分異なるけれども、このむらの墓講を構成している要因として、①同家（本家一分家）関係、②住居の近接（同じ居住区）、③親類関係、をあげることができる。

(三)

[6]. 葬儀の実態報告

長谷むらの場合、葬儀は原則として三日にわたって行なわれる。

むら人の家に死者が生ずると、生活改善委員二名が直ちに死者の生じた家へ行き、生活改善委員・戸主あるいは喪主・死亡者の家の近親者とが葬儀に関して予め相談を行なう。この相談の内容を携えて、葬式の日時・僧侶の人数・葬式の営み方法を決定するために、生活改善委員二名が、檀那寺（普光寺）の住職の意見を聞きに行く。このとき、住職による枕経の読経の時間も相談する。普通寺から生活改善委員二名が帰参すると、彼らは戸主あるいは喪主・死亡者の家の近親者に住職の

意向を伝える。こののち、彼ら全員（生活改善委員・戸主あるいは喪主・死亡者の家の近親者）が協議し、葬式における役付の決定・親戚調べ（親戚のうち葬式に出席を求める範囲の決定）・手伝の人数の決定を行なう。この時、寺院への御布施・粗供養の程度・粗膳料の程度も決定する。

葬式の日時が決定すると、その日時を指定して手伝を依頼する。手伝は、同じ居住区（同じ隣保）の家々、同行の家々・周縁的親類がこれにあたる。手伝の依頼と同時に観音講の講員にも時間を指定して読経を依頼する。

観音講の講員は、指定された時間に死者が生じた家に集参し、夜伽と称して御詠歌三十三番を読経する。この後、普光寺の住職が枕経を誦す。

指定された日時に手伝の者が集まると、彼らは次の課業を遂行する。まず、葬儀に必要な食事・葬式における祭壇用の品物・観音講の講員が食する茶菓子など、通称「買い物」の準備をする。つづいて、仏具・粗供養の数量・位牌・立柩などの飾り付け・墓標などを農協へ注文する。と同時に、指定された親戚に葬儀の通知を行ない、他の寺院の住職に葬式の依頼をする。また、医師の診断書を受け取り、死者の氏名を役場に届け出る。これらが終わると、葬式の道具作りなど告別式の準備をする。

こののち、ムクイと称して、喪主および近親者が死者の身体を拭き、死者に白衣を着せ、納棺する。この夜、通夜が行なわれる。通夜に先だって、区長（自治会長）が、有線放送で死者に対するオクヤミを述べると同時に告別式の日時をむら人に告げる。

葬式の当日には、次のことが行なわれる。午前中、同行すなわち墓講の講堂を共にする家々は、墓穴掘りを行なう。これと同時に、主食係・副食係は昼食の準備をし、告別式の役割担当者は各部署につく。

告別式の役割・役割担当者は、原則として次のごときものである。①受付（近親者一名が香儀の受付を行なう）。②書記（近親者一名が香儀の名数・香儀返し粗供養の名数を記帳する）。③墓の係（葬式の前日には葬式の道具を作り、葬式の当日には墓穴掘りを行なう。この役割は同行が担当する）。④進行係（むらの長老一名がこれにあ

たり、告別式の時に弔辞・弔電・出棺行列の役付を読み、焼香の順番を読みあげる）。⑤寺院係（手伝の者、四～五人が僧侶の送迎にあたる）。⑥来賓及び親戚の係（手伝の者二～三人が、来賓及び親戚の休憩所に茶菓子・食事を運ぶ）。⑦むらと観音講の係（手伝の者二～三人が、むら人・観音講の講員の休憩所に茶菓子運ぶ）。これら⑥⑦の控え所は、同じ居住区内の家二軒がこれにあたる。⑧買物係（葬儀に必要な品物・緊急な品物を購入する。この役割は手伝の者二～三名が担当する）。⑨自動車の整理係（自動車で葬式に出席した者を駐車場に案内する。これには手伝の者二名があたる。⑩主食係と副食係（葬儀における主食および副食のいっさいを用意する。この役割担当者は、女性の手伝の者である）。

午前中、各役割担当者は、以上のような役割の部署につき、各役割に応じた課業を遂行する。

正午より受付が開始され、午後二時半～三時半頃より告別式が行なわれる。告別式は、僧侶の勤行から始まり、進行係が弔辞・弔電を読み、進行係の指示に従って焼香が行なわれる。この焼香は、喪主・近親・区長（自治会長）・来賓・周縁的親類の順で行なわれ、一般の人の焼香で終わる。こののち、僧侶による野辺送りのつとめ（読経）が行なわれ、これが終わると告別式は終了する。

告別式終了後、野辺送りとなる。野辺送りの行列、すなわち出棺行列の順序・役割・役割担当者は、原則として以下のごとくである。①松明・一本（懇意な家）、②幡・四本（同行）、③観音講、④花籠・一本もしくは一対（姻戚の家）、⑤盛物・二対もしくは三対（近親）、⑥普光寺の住職、⑦紙花・一本（本家もしくは分家、本家もしくはは分家のない家は死亡者の兄弟）、⑧灯籠・奥の両側各一本（伯叔父）、⑨輿（孫二～四名）、⑩天蓋・一本（姉婿もしくは妹婿）、⑪位牌（喪主）⑫路食（喪主の妻）、⑬杖（女子の孫）。このあとに、そのほかの親戚・むらの人々が並ぶ。特例として、親戚が多い場合、盛物の数を増加したり、鶴亀と香炉を⑥と⑦の間に加えたりする。供花を加える場合は③の後になる。

野辺送りの行列が墓地に着くと、普光寺の導師による読経、参列者による焼香が行なわれ、近親の者がイケソメ（棺に少量の土をかけること）を

行なう。こののち、同行によって完全な埋葬が行なわれる。

完全な埋葬が終わると、ショウジンアゲ（精進上）といって、近親の者が同行および手伝の者に対して夕食の接待をする。この時、同行は必ず上座（座の中央）に坐る。ショウジンアゲの後、これに同席した人々および近親の者たちにより読経が行なわれ、この読経が終了すると、近親以外は解散する。

葬式の翌日には以下の活動が行なわれる。近親の男性は、香儀開きを行ない、葬儀のいっさいの支払を済ます。この間、女性は死者の衣服等を洗濯する。これらが終わると、灰よせと称して、墓に参り、墓の整地を行なう。ついで、檀那寺（普光寺）で読経する。こののち、帰宅して昼食を済ませ、近親も解散する。以上で葬儀の説明は終わる。

最後に、長谷むらの生活改善委員の役割を簡単に述べておきたい。

このむらの生活改善委員は、昭和32年、むらの生活改善事業・むら人の生活の簡素化を遂行する委員として発足した。当初、この委員は、冠婚葬祭、主として結婚式・葬式の簡素化遂行をその任務とした。しかし、現在では、むら人に「葬式委員さん」と呼ばれているように、むら人の葬儀の際、喪主・近親・寺院との相談の上、葬儀におけるすべての計画を決定することをその役割としている。なお、この委員²⁾も初集会における役員改選の時に選出され、他の委員と同様に任期は一年であり、上述の役割に対して、むらより雑給が支給される。

以上のように、長谷むらでの葬儀においては、喪主および親族・同行（同じ墓講の家々）・同じ居住区の家々（同じ隣保の家々）・寺院・観音講・むら人等、それぞれが重要な役割を果たすが、むらとして、あるいはむらの委員として、喪主・近親・寺院との相談の上、むら人の葬儀の計画決定を遂行する生活改善委員の役割は、大きいと言わねばならない。

このように、長谷むらにおける葬儀は、親族・むら・寺院・同行・隣保内の家々が一体となって営む葬儀である。

[7]. 農業用機械の共同所有集団を構成している要因の析出

表3は、昭和47～48年現在における長谷むらの農業用機械の共同所有集団を示したもので、現在、共同で使用されている農業用機械は、昭和35年以降のものである。この農業用機械の種類を見ると、各戸個別に購入するには、経済的負担が重いものが多い。

このように、農業用機械を各戸個別に購入することは、不経済であるため、長谷むらでは、農業用機械の共同所有（共同購入—共同使用）が行なわれている。すなわち、農業用機械の共同購入—共同使用という生産・再生産の手段における経済的相互援助が行なわれているのである。

ところで、長谷農会所有（長谷むら所有）の農用トラクターは、宝塚市の補助金と長谷農会の費用で、昭和42年に購入された。この機械の管理は農会長の責任であり、公民館の一角に置かれている。居住区および家々における共同所有の農業用機械の管理は、原則として、共同所有者の輪番であるが、最近では、機械を最後に使用した家が管理するようになった。

ところで、表3によると、次のことが言える。動力耕耘機を共同に所有している家々より成る集団は、「耕地の近接」（同じ溝かかり田を有する家々）と完全に正の相関をなす。また、もみすり機を共同に所有している集団は、「居住の近接」と完全に正の相関をなす。動力耕耘機・もみすり機という機械の性質を考えると、これらは当然のことと言えよう。

つぎに、農業用機械の共同所有集団を構成している要因を分析しよう。先述のごとく、農用トラクターは、長谷農会所有、すなわち長谷むら所有であるので、むら自体が農業用機械の共同所有集団をなしている。このほか、居住区（隣保）自体の共有が4例（中の区・畑の区・薬師の区・上の区）見られる。この場合には、明らかに、居住区（住居の近接）が農業用機械の共同所有集団をなしている。

以上のほかに農業用機械の共同所有集団が17例みられる。これについて、要因を分析すれば、次のようになる。「住居の近接」という要因は12例みられ、相対度数で表わせば、70.6%となる。「耕地の近接」という要因は8例みられ、相対度数で表わせば47.1%となる。「親類」という

表3 農業用機械の共有

農家番号	農業用機械の種類	購入年代	共有者間の関係				
			本分家関係	親類	住居の近接	耕地の近接	耕地の規模
長谷農会	農用トラクター	S42					
中の区全体	動力撒粉機	S40					
畑の区全体	脱穀機・発動機・モーター	S35					
葉師の区全体	動力フナム機・動力撒粉機・もみすり機	S39・S40 S37					
上の区全体	ミスト・ダッサー	S42					
32・10・11・22・23・36・39	動力フナム機 } 兼用 動力撒粉機	S43	×	×	○	○	×
8・2・20・43・45・46・101・D・1・3	動力フナム機	S40	×	×	○	×	×
34・9・15・21・25・28・29・33・35	ミスト・ダッサー	S44	×	×	○	×	×
39・10・22・23・32・35・51	動力耕耘機	S39	×	×	×	○	×
2・15・35	稲麦用動力刈取機	S43	×	×	×	×	○
17・18・19・38	動力撒粉機	S41	○	×	○	×	×
36・11・22	動力耕耘機	S40	×	×	○	○	○
27・40・44	もみすり機	S45	×	×	○	×	×
48・6・37	もみすり機	S40	×	×	○	○	×
2・13	自動脱穀機	S43	×	○	×	×	×
10・11	もみすり機	S43	×	×	○	○	×
15・35	動力耕耘機	S44	×	×	○	○	○
31・38	稲麦用動力刈取機	S45	×	○	×	×	×
38・18	動力撒粉機	S44	○	×	○	×	×
21・41	もみすり機	S43	○	×	○	○	×
52・37	もみすり機	S42	×	○	○	○	×
45・0	稲麦用動力刈取機	S46	×	○	×	×	×

備考 ミスト・ダッサー・動力撒粉機・動力フナム機は、いずれも水稻・粟・いちご・野菜等の病虫害防除用の機械である。年代の欄のSは昭和の略号。農家番号の0は村外の者を指す。

「本・分家関係」・「親類」の欄の○印は、本家一分家関係にある家々・親類関係にある家々を示す。

「住居の近接」とは、同じ区（隣保）の居住者を示し、同じ区の居住者を○印とした。「耕地の近接」とは、同じ溝かかり田を示し、同じ溝かかり田を有する家々を○印とした。「耕地の規模」においては、1970年の農業センサスの分類（例外規定農家、0.3ha未満、0.3~0.5ha、0.5~0.7ha、0.7~1.0ha、1.0~1.5ha、1.5~2.0ha、2.0~2.5ha）で同じカテゴリーに属する家々を○印とした。

要因は4例みられ、相対度数で表わせば、23.5%となる。「耕地の規模」・「本家一分家（同家）関係」は共に3例みられ、相対度数で表わせば、17.6%となる。

次に、これらの要因の組み合わせを考えてみよう。「住居の近接」と「耕地の近接」という要因を組み合わせると13例となり、相対度数で表わせば、76.5%となる。「住居の近接」と「親類」という要因を組み合わせると15例となり、相対度数で表わせば、88.2%となる。「耕地の近接」と「親類」という要因を組み合わせると11例となり、相対度数で表わせば、64.7%となる。これらの数値によると、「住居の近接」と「耕地の近接」と

いう要因は、共に地縁的要因であるため、重層が多く、「住居の近接」と「親類」という要因の組み合わせは、「住居の近接」が地縁的要因、「親類」が血族的要因であるため、重層が少ないことを示す。

ついで、「住居の近接」・「耕地の近接」・「親類」という要因を組み合わせると、17例中16例が説明され、残基が1例となり、相対度数は94.1%となる。この残基が「耕地の規模」である。

以上の要因分析の結果、農業用機械の共同所有集團を構成している要因は、①住居の近接、②耕地の近接、③親類関係、④耕地の規模、であると言える。このことは、農作業の種類および場所と

農業用機械の機能とが、農業用機械の共有に高い関連を示しているとも言える。

[8]. ユイ (カタミ)・手伝・雇用一被雇用関係の実態、およびこれらの諸関係を構成している要因の析出

周知のように、ユイは、労力相互交換の協同労働組織³⁾、すなわち、労働の交換を条件とする交換的援助関係⁴⁾、である。長谷むらにおいては、このユイを「カタミ」あるいは「カッター」と呼ぶ。表4に示したごとく、「カタミ」は、すべて田植時に行なわれる。その場合の日数は、1～11日に分布しているが、平均は5.1日である。これは、農耕作業において、その仕事が特定の季節に結びつき⁵⁾、一時に短時間に多くの労働力を要する⁶⁾作業であることを示す。このユイ (カタミ) が田植時に行なわれる他の理由は、田植機が普及していないことにもよる。そして、このカタミにおける労力の差は、昭和31年現在においても、昭和47～48年現在においても、サナブリに現金 (昭

和47～48年現在、一人一日、二千二百円) で支払われる⁷⁾。この事実は、長谷むらにおいても、カタミ (ユイ) が、労働の給付に対する等価値の反対給付、すなわち交換される労働量の等価性、を示す。このカタミ (ユイ) の構成は、昭和47～48年現在、固定したのではなく、毎年その都度組み直されている。これは、昭和31年における余田博通の調査結果と同じである。変化という観点より見れば、昭和47～48年現在におけるカタミの構成件数が、昭和31年現在⁸⁾におけるそれよりも増加しているという事実をあげねばならない。これは、昭和47～48年現在における長谷むら内および長谷むら外の雇用一被雇用関係が、昭和31年現在におけるそれよりも減少したためであろうと考えられる。

いま一つ、労力交換の関係について見ておきたい。これは手伝であり、長谷むらにおいては、「テッタイ」とも呼ばれる。この手伝は、表5に示したごとく、有償と無償の二種類がある。有償の場

表4 ユイ・カタミ

農家番号	内容	日数	本分家関係	親類	住居の近接	耕地の近接	耕地の規模
6・46	c	2	×	○	×	×	×
7・8	c	3	○	×	○	×	×
9・25	c	4	×	×	○	○	×
10・11	c	5	×	×	○	○	×
10・22	c	5	×	×	○	○	×
10・23	c	5	○	×	○	○	×
10・39	c	5	×	×	○	○	×
11・22	c	5	×	×	○	○	○
11・39	c	5	×	×	○	○	○
13・42	c	10	×	×	○	○	×
18・37	c	2	×	○	○	×	○
18・52	c	2	×	○	○	×	×
22・15	c	11	×	×	×	○	×
22・23	c	11	×	×	○	○	×
22・36	c	11	×	×	○	○	○
25・52	c	1	×	×	×	○	○
28・29	c	7	×	○	○	○	○
29・21	c	3	×	×	○	○	×
32・36	c	10	×	○	○	○	×
36・11	c	10	×	×	○	○	○
39・22	c	1	×	×	○	○	○
39・36	c	1	○	×	○	○	○
45・46	c	2	○	×	○	○	○
52・17	c	2	×	×	○	×	○

備考 cは田植を示す。

表5 手 伝

手伝ってもらう家・手伝う家	内 容	日 数	延べ賃金	本・分家 関 係	親 類	住居の 近接	耕地の 近接	耕地の 規模
50・6	c	1	2200	×	○	×	×	×
52・16	c	2	4400	×	×	○	○	○
51・42	c	1	2200	×	×	×	○	×
44・28	c	1	無償	×	○	×	○	○
44・29	c	3	無償	×	○	×	○	×
42・13	g	2	無償	×	×	○	○	○
42・44	g	2	無償	×	×	○	○	○
41・21	c	1	無償	○	×	○	○	○
41・52	c	1	2200	×	×	×	○	×
38・15	f	2	5000	×	○	×	○	○
37・16	c	1	2500	×	×	○	○	×
37・48	c	1	2500	×	×	○	○	○
37・52	c	1	2500	×	○	○	○	○
37・D	c	2	4400	×	×	×	×	○
32・39	a・b	1	2200	×	○	○	○	×
31・38	b・e	7	17500	×	○	×	×	×
13・114	c・e・g	10	5000	×	×	×	×	○
18・51	c	1	2500	×	×	○	×	○
18・25	c	1	2500	×	×	×	×	○
13・42	a	2	無償	×	×	○	○	×
10・39	c	4	8800	×	×	○	○	○
118・49	c	1	無償	×	○	○	○	○
43・46	c	1	1500	○	×	○	×	×
40・0	c	1	無償	×	○	×	×	不明
38・0	e・f	4	10000	×	○	×	×	不明
36・0	e	1	無償	×	○	×	×	不明
17・0	e	3	無償	×	○	×	×	不明
9・0	c・e	10	無償	×	○	×	×	不明
118・0	c	2	無償	×	○	×	×	不明

備考 「手伝ってもらう家・手伝う家」は、これを農家番号で示し、0は村外の者を表わす。「耕地の規模」の欄の○印は、耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家へ手伝に行くことを示す。記号は、a：荒起し・砕土、b：畔ぬり・代掻、c：田植、e：稲刈、f：脱穀、g：その他、を示す。

合、その金額は、一人一日、二千二百円ないし二千五百円（昭和47～48年現在）とされている。この金額は、むらとして、毎年、婦人会の役員会で決定される。しかし、この決定は、非公式であり、かつ原則であるため、実際の現金の支払は、各農家の自由裁量にゆだねられている。手伝における現金の支払は、以下の三つの時期に行なわれる。田植の場合はサナブリに支払われ、稲刈の場合は十二月上旬に支払われ、それ以外の場合は毎月末に支払われる。

次に、無償の手伝について見てゆきたい。無償の手伝は、余田博通が述べるごとく、一方の農家が他方の家へ労力を提供してその日当は受け取ら

ず、こちらが労力を必要とするときに他方の家から労力を返してもらい⁹⁾、という論理が原則であった。昭和47～48年現在、長谷むらにおいて、この関係が存続しているのは、42番農家と13番農家との関係のみである。他のすべての無償の手伝は、手伝終了後の適当な時期に、金品もしくは物品で、返礼を行なっている。この場合の金品の額および物品の量は一定ではなく、カタミ（ユイ）のように労働量の等価性は勘案されない。

以上のように、長谷むらにおいて、手伝は無償と有償の二種類が存在するが、手伝自体その実態は、無償から有償へと変化してきている。また、カタミ（ユイ）が長谷むら内のみの援助関係であ

るのに対して、手伝は長谷むら内の人々および長谷むら外の親類との援助関係をも含んでいる。労働の種類もまた、カタミが田植に限定して見られるのに対して、手伝は、田植労働を主体としながらも、稲刈など労働の種類が多くなっている。

次に、雇用—被雇用関係を検討したい。長谷むらにおいては、雇用—被雇用関係を「ヤトイ」と呼び、とくに長谷むら外の被雇用者を「ヤトイド」と呼ぶ。周知のように、雇用—被雇用関係は、純粋な金銭契約の関係である。長谷むら内での雇用—被雇用の関係は、金銭的に相互の便宜をはかるということが一応の条件となっているけれども、実際の雇用—被雇用関係は、各農家間の契約あるいは各農家の自由裁量にゆだねられている。長谷むら外の者を雇用する場合は、雇用者・被雇用者の純粋な金銭契約によって定まる。

手伝における長谷むら外の労働者は、すべて親類の者であったが、雇用—被雇用関係における長谷むら外の労働者は、すべて知人を通じての金銭契約にもとづく労働者である。労働の種類も、手伝においては、田植を主体とした農業労働の範囲内にあるが、雇用—被雇用関係における労働の範囲は、田植を主体としながらも、林業に及んでいるものもある。雇用—被雇用関係を変化という観点より見ると、昭和47～48年現在においては、昭和31年現在の雇用—被雇用関係¹⁰⁾よりも件数において減少していることを指摘したい。

雇用—被雇用関係における金銭の支払時期は、手伝の場合と同様、田植の場合はサナブリに支払われ、稲刈の場合は十二月上旬に支払われ、それ以外の場合は毎月末に支払われる。

表6 雇用・被雇用関係

雇用者・被雇用者	内 容	日 数	人 数	延べ賃金	本・分家 関係	親 類	住居の 近 接	耕地の 近 接	耕地の 規 模
2・45	c・g	3	2	13200	×	×	○	○	○
2・D	c・e・g	20	1	60000	×	×	○	×	○
2・25	c・g	4	1	10000	×	×	×	×	○
2・52	c	1	1	2200	×	×	×	×	○
6・51	c	3	1	9000	×	×	○	○	○
6・114	c・e	30	1	60000	×	○	×	×	○
10・23	c・e	30	1	60000	○	×	○	○	○
10・114	c・e・g・k・l	10	1	30000	○	×	○	×	○
11・23	c・e	10	1	10000	×	×	○	○	○
11・52	g	20	1	20000	×	×	×	○	×
13・11	c	5	2	30000	×	×	×	×	○
13・30	c・g	1	1	2200	×	×	○	○	○
13・46	c・g	2	1	4600	×	×	×	○	○
13・D	c・e	2	1	4600	×	×	×	×	○
18・D	i	1	1	2000	×	×	×	×	○
19・52	c・e	1	1	2500	×	×	○	×	×
19・D	c・e	3	1	7500	×	×	×	×	○
19・25	c・e	2	1	5000	×	×	×	×	×
20・D	c・e・g	8	2	48000	×	×	○	×	○
20・101	c・g	20	2	32000	×	×	○	×	○
29・44	g	10	1	10000	×	○	×	○	○
30・45	c	1	1	2200	×	×	×	×	○
30・D	c	1	1	2200	×	×	×	×	○
31・11	b・c・e・f	7	1	21000	×	×	×	×	○
31・38	c	4	2	20000	×	○	×	×	×
31・48	c	5	2	25000	×	×	×	○	○
31・D	c・e	5	1	12500	×	×	×	×	○
31・25	c	5	1	12500	×	×	×	○	○
35・33	g	18	1	30600	×	×	○	○	○

雇用者・被雇用者	内 容	日 数	人 数	延べ賃金	本・分家 関 係	親 類	住居の 近 接	耕地の 近 接	耕地の 規 模
36・6	c	7	1	31500	×	○	×	○	×
37・A	c・e	20	1	60000	×	×	×	×	○
38・A	c・e	20	1	60000	×	×	×	×	○
41・46	c	1	1	5000	×	×	×	×	○
41・48	c	0.5	1	1000	×	×	×	○	×
41・52	c	3	1	3000	×	×	×	○	×
42・11	g	8	1	12000	×	×	×	○	○
42・29	g	5	1	7500	×	×	×	○	○
42・30	g	2	1	3000	×	×	×	×	×
43・11	c・e	10	1	15000	×	×	×	×	×
43・22	c・e	10	1	15000	×	×	×	○	×
44・38	c	1	1	3000	×	×	×	×	不明
6・0	c	3	3	34200	×	×	×	×	不明
9・0	c	2	2	14000	×	×	×	×	不明
17・0	c	6	2	36000	×	×	×	×	不明
31・0	c	1	4	10000	×	×	×	×	不明
35・0	c	4	3	14800	×	×	×	×	不明
41・0	g	1	2	4400	×	×	×	×	不明
44・0	c	3	2	18000	×	×	×	×	不明
48・0	e・g	10	1	10000	×	×	×	×	不明

備 考 「雇用者・被雇用者」は、これを農家番号で示し、0は村外の者を表わす。「耕地の規模」の欄の○印は、耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家に雇用されることを示す。記号は、b：畔ぬり・代掻、c：田植、e：稲刈、f：脱穀、g：その他、i：林業における手いれ、k：林業における搬出、l：林業におけるその他、を示す。

ついで、「カタミ(ユイ)」・「手伝」・「雇用—被雇用関係」を構成している家々の社会関係を規定する要因を分析しよう。

まず、カタミ(表4参照)について検討する。「住居の近接」(同じ区の居住者)という要因は21例みられ、相対度数で表わせば、87.5%となる。「耕地の近接」(同じ溝かかり田を有する家々)という要因は19例みられ、相対度数で表わせば、79.2%となる。「耕地の規模」(1970年の農業用センサスの分類において、耕地の規模が同じカテゴリーに属する家々)という要因は11例みられ、相対度数で表わせば、45.8%となる。「親類」という要因は5例みられ、相対度数で表わすと20.1%、「本家—分家(同家)関係」という要因は4例みられ、相対度数で表わすと16.7%、となる。

つぎに、これらの要因の組み合わせを考えてみよう。「住居の近接」と「耕地の近接」という要因を組み合わせると、24例のカタミのうち、23例が説明され、相対度数で表わせば95.8%となり¹¹⁾、残基が1例となる。この残基が「親類」

である。

以上のように、カタミ(ユイ)を構成している家々の社会関係を規定する要因として、①住居の近接(同じ居住区)、②耕地の近接(同じ溝かかり田を有する家々)、③親類関係、をあげることができる。

次に、「手伝」を構成している家々の社会関係を規定する要因を分析しよう。先ず、長谷むら内の分析から始める。表5によると、次のことが言える。「耕地の近接」という要因は16例みられ、相対度数で表わすと69.6%となる。「耕地の規模」(耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家へ手伝に行くこと)¹²⁾という要因は14例みられ、相対度数で表わすと60.9%となる。「住居の近接」という要因は13例みられ、相対度数で表わすと56.5%となる。「親類」という要因は8例みられ、相対度数で表わすと34.8%、「本家—分家(同家)関係」という要因は2例で、相対度数に直すと8.7%となる。

つぎに、これらの要因の組み合わせを考えてみよう。「耕地の近接」と「耕地の規模」という要

因を組み合わせると20例となり、相対度数で表わせば、86.9%となる。「耕地の近接」・「耕地の規模」・「住居の近接」という要因を組み合わせると21例となり、相対度数で表わせば、91.3%となる。この残基2例が「親類」である。

ところで、長谷むら外の者との手伝関係は、すべて「親類」という要因に規定されている。しかし、長谷むら内における手伝の関係は、長谷むら外の者との手伝の関係よりも圧倒的に多い。このことは、むらという地域の手伝関係（援助関係）における相対的独立性を示すものである。この相対的独立性を示すむらの中での手伝関係を構成している要因は、①耕地の近接、②耕地の規模、③住居の近接、④親類関係、であると言える。

最後に、「雇用—被雇用関係」を構成している家々の社会関係を規定する要因を分析しよう。先述のごとく、雇用—被雇用関係における長谷むら外の被雇用者は、すべて知人を通じての金銭契約にもとづく労働者である。長谷むら内の場合、特例が3例みられる。その一は、19番農家と25番農家との雇用—被雇用関係である。これは、両農家の家族員の一人が同じゴルフ場に勤務しているという関係による。その二、その三は、43番農家と11番農家、43番農家と22番農家との雇用—被雇用関係である。これは、43番農家の戸主の妻が病気になったため、田の耕作面積の比較的少ない11番農家と22番農家の戸主の妻が雇用されたという理由による。

長谷むら内の以上の特例を除いて、このむらの雇用—被雇用関係は38例みられる。「耕地の規模」（耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家に雇用されること）という要因は31例みられ、相対度数で表わすと81.6%となる。「耕地の近接」（同じ溝かきり田を有する家々）という要因は17例みられ、相対度数で表わすと44.7%となる。「住居の近接」（同じ居住区）という要因は12例みられ、相対度数で表わすと31.6%となる。「親類」という要因は4例みられ、相対度数で表わすと10.5%、「本家—分家（同家）関係」という要因は2例で、相対度数で表わすと5.3%となる。

次に、これらの要因の組み合わせを考えてみよう。「耕地の規模」と「耕地の近接」という要因を組み合わせると36例となり、相対度数で表わせば、94.7%となる。

「耕地の規模」・「耕地の近接」・「住居の近接」という要因を組み合わせると37例となり、相対度数で表わすと97.4%となる。これらの地縁的要因に「親類」という血族的要因を組み合わせると、38例の雇用—被雇用関係がすべて説明される。

ところで、表6で示したごとく、長谷むら内における雇用—被雇用関係は、長谷むら外の者との雇用—被雇用関係よりも圧倒的に多数である。このことは、むらという地域の雇用—被雇用関係における相対的独立性を示すものである。この相対的独立性を示すむらの中での雇用—被雇用関係を構成している家々の社会関係を規定する要因は、①耕地の規模、②耕地の近接、③住居の近接、④親類関係、であると言える。

む す び

長谷むらの伊勢講（寄せ講＝統一伊勢講）は、上伊勢講・西伊勢講・大正伊勢講・昭和伊勢講の相対的独立性を保ちつつも、これら各講の講員（むら人）全員が、伊勢神宮の参詣を共同の目標として、各講ごとに積立貯金を行ない、講営という共同の活動を「むら」として営む宗教的・娯楽的集団である。

この寄せ講＝統一伊勢講の成立以来、愛宕講・金刀比羅講・高野講は、これら各講独自の参詣・講営という共同の目標・共同の活動がなく、参詣のための積立貯金もなされていない。とはいえ、これら各講は講共有の資産を保有しており、伊勢講（寄せ講）の場においてではあるが、資産運用に関する決算報告という共同の活動も存在しているので、これら各講は、昭和48年現在、実質的に解体しているとは言えない。

これら上述の講集団は、すべて長谷むらの人々により構成され、すべて長谷むらという「むら」の範囲あるいは「むら」の範囲内で成立し、これらの講集団を構成している要因として、第一次的には、「住居の近接」（同じ居住区）という地縁的要因があげられ、第二次的には、「本家—分家（同家）関係」という血族的要因があげられる。

妙清講は、長谷むらの範囲を越えたいわば崇敬社的人格のような宗教的・娯楽的集団であるが、

①長谷妙見の本尊仏の祭祀場所、②講堂、③世話人および当番の担当者、④祭祀活動、の観点から見ると、明らかに長谷むらの人々がこの講集団の中心をなしている。このように、妙清講は長谷むらを中心としたいわば崇敬社的性格のような宗教的・娯楽的集団である。

長谷むらの行者講は、むら人全員を講員とし、講員の護摩供養を目的とした宗教的集団である。念仏講は、地蔵の区・薬師の区を中心とした古い家柄の中の一部の家々により構成された一種の娯楽集団である。観音講は、むらの老女たちの娯楽的・宗教的集団である。長谷むらの三つの庚申講は、各々ほぼ居住区別の講集団で、これらの講は、講堂が存在せず、形式的祭祀活動のみとなっている。したがって、これらの庚申講は、崩壊したとは言えないまでも、集団性がきわめて微弱となった講集団である。

このように、妙清講・行者講・念仏講・観音講・庚申講は、各講独自の特性を有するが、いずれも、長谷むらを中心とした、あるいは長谷むらの範囲内における宗教的あるいは娯楽的な講集団である。

このむらの墓講は、墓地を共有する家々が講堂という共同の活動を営む集団であって、すべて「むら」の範囲内で成立し、各墓講によりその構成原理は幾分異なるけれども、このむらの墓講を構成している要因として、第一次的には、「本家一分家(同家)関係」という血族的要因があげられ、第二次的には、「住居の近接」(同じ居住区)という地縁的要因があげられる。

長谷むらでの葬儀においては、親族・むら・寺院・同行(同じ墓講の家々)・同じ居住区の家々(同じ隣保の家々)・観音講・むら人等が一体となって、それぞれが重要な役割を果たすけれども、親族の果たす役割は大きく、また「むら」としてあるいは「むら」の委員として、むら人の葬儀の計画決定を遂行する生活改善委員の役割は大きいと言わねばならない。

このように、長谷むらにおけるむら人の葬儀は、親族と共にむらが重要な役割を遂行するのである。

農業用機械の共同所有集団(農業用機械の共同入共同使用に基づく集団)は、一例を除いて、

すべて「むら」の範囲内で成立し、この集団を構成している要因として、第一次的には、「住居の近接」(同じ居住区)・「耕地の近接」(同じ溝かかり田を有する家々)という地縁的要因があげられ、第二次的には、「親類関係」という血族的要因があげられる。

ユイ(カタミ)、すなわち労力の交換を条件とする交換的援助関係は、「むら」の範囲内で成立し、この関係を規定している要因もまた、第一次的には、「住居の近接」・「耕地の近接」という地縁的要因があげられ、第二次的には、「親類関係」という血族的要因があげられる。

長谷むら内における手伝の関係(労力交換の援助関係)は、長谷むら外の者との手伝の関係よりも圧倒的に多数であり、この手伝の関係を構成している家々の社会関係を規定する要因として、第一次的には、「耕地の近接」・「耕地の規模」(耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家へ手伝に行くこと)・「住居の近接」という地縁的要因があげられ、「親類関係」という血族的要因は第二次的要因である。

長谷むら内における雇用一被雇用関係(純粋な金銭契約に基づく関係)もまた、長谷むら外の者との雇用一被雇用関係よりも圧倒的多数であり、長谷むら内におけるこの関係を規定している要因もまた、第一次的には、「耕地の規模」(耕地面積の狭い農家が耕地面積の広い農家に雇用されること)・「耕地の近接」・「住居の近接」という地縁的要因があげられ、「親類関係」という血族的要因は第二次的要因である。

以上のように、長谷むらにおいて、寄せ講、すなわち伊勢講・愛宕講・金刀比羅講・高野講、行者講・念仏講・観音講・庚申講・墓講・農業用機械の共同所有集団は、「むら」の範囲、あるいは「むら」の範囲内にある集団である。このような、「むら」の範囲、あるいは「むら」の範囲内にある集団としての講・農業用機械の共同所有集団を構成している要因として、第一次的には、地縁的要因があげられ、第二次的には、血族的要因があげられる。墓講は、これを構成している要因として、第一次的には、血族的要因があげられ、第二次的には、地縁的要因があげられる。

また、このむらの場合、「むら」の人々が中心

となって形成されている集団としては、妙清講があげられ、「むら」が重要な役割を遂行する集団としては、葬儀があげられる。

社会関係に関して言えば、「むら」の範囲内で形成されている交換的援助関係として、ユイ（カタミ）があげられ、この関係を規定している要因として、第一次的には、地縁的要因があげられ、第二次的には、血族の要因があげられる。また、「むら」の人々を中心として形成される社会関係として、手伝（労力交換の援助関係）・雇用—被雇用関係があげられ、これらの関係を規定している要因も、第一次的には、地縁的要因があげられ、第二次的には、血族の要因があげられる。

このように、「むら」という範囲を中心として、第一次的には地縁的要因、第二次的には血族の要因に基づいた多くの集団・多くの社会関係が、累積し、重層し、錯綜している。このことは、「むら」が「集団」・「社会関係」という面において、「地域的に相対的独立性」を有していることを示す。したがって、「むら」は、第一次的には地縁的要因、第二次的には血族の要因に基づいた「地域集団」であるということが出来る。

また、「むら」という範囲を中心とした「地縁的要因」は、「土地の共同」を地盤としている。清水盛光は、「土地の共同」を「共同の内容」の差異によって、①定住の場所としての土地の共同（住居の近接による土地の共同の意識）、②生産活動の手段としての土地の共同（生産の場所としての土地の隣接による土地の共同の意識）、③接触の媒体としての土地の共同（道路や広場のようになんかの接触のための手段となることによって生まれる土地の共同の意識）、④個性をもつ環境や景観としての土地の共同（個性的な全体形象をなす土地の共同意識）、の四種に分かつ¹³⁾。

この土地の共同を地盤として、「むら」という範囲を中心とした多くの社会関係が、累積し、重層し、錯綜している。

かつ、この土地の共同を地盤として、土地の共同関係¹⁴⁾にある人々が、たんなる共同の関係をこえて、その地盤の上に集団を構成するためには、土地の共同に媒介された共同の仕事や共同の機能¹⁵⁾が、共同活動¹⁶⁾をとおして実現のもめられる目標とともに、人々の間に発生して来な

ればならない¹⁷⁾。

このような多くの集団が、「むら」という範囲を中心として累積し、重層し、錯綜している。

以上のように、第一次的には地縁（土地の共同）、第二次的には血族（血の共同）、という要因に基づいた多くの社会関係・多くの集団が、むらを中心として、あるいはむらの範囲・むらの範囲内に累積し、重層し、錯綜している。これによって、「むら」は「地域集団」であると共に「村落共同体」でもあると言える¹⁸⁾。

さらに、変容という観点より見れば、①部落有財産（むら共有地）の管理形態の変容、すなわち長谷土地信託有限公司の設立、②伊勢講・愛宕講・金刀比羅講・高野講が、むらとしての統一伊勢講、すなわち「寄せ講」になったこと、③ユイ（カタミ）が増加し、雇用—被雇用関係が減少したこと、および手伝が無償から有償になったこと、があげられる。

（後記）この調査報告は、宝塚市史編集のための基礎調査の一環として、余田博通教授の下で行なったものである。この調査にあたっては、宝塚市史編集室の諸氏および西谷地区長谷の区長をはじめむらの人々、とりわけ藤川栄太郎氏にお世話になった。記して深く感謝する。（以上）

- 1) 井上文夫、一村落の集団論的研究（Ⅱ）、関西学院大学社会学部紀要29号、1975、137—150ページ
- 2) 他の委員については、井上文夫、一村落の集団論的研究（Ⅰ）、関西学院大学社会学部紀要28号、1974、49—50ページ参照。
- 3) 余田博通、農業村落社会の論理構造、昭和36年、弘文堂、287ページ
- 4) 清水盛光、集団の一般理論、昭和46年、岩波書店、465—468ページ
鈴木栄太郎著作集Ⅱ、1968、未来社、403—409ページ
- 5) 清水盛光、前掲書、467ページ
- 6) 鈴木栄太郎著作集Ⅱ、406ページ
- 7) 8) 余田博通、前掲書、287—288ページ
- 9) 余田博通、前掲書、287ページ
- 10) 余田博通、前掲書、273—286ページ
- 11) 「耕地の規模」が、カタミを規定する要因でないという事実は、「住居の近接」・「耕地の近接」という要因の組み合わせと「住居の近接」・「耕地の近接」・「耕地の規模」という要因の組み合わせを比較すれば明白である。
- 12) 表5備考参照
- 13) 清水盛光、前掲書、196—202。
- 14) 土地という共同のものによって結びつけられたところに成立する関係。
- 15) Gurvitch, La vocation actuelle de la sociologie,

- (4 éd), 1968, P.U.F. pp. 304—308, 193—195
- 16) Homans, *The Human Group*, 1968, Routledge & Keganpaul, pp. 34—35
- v. Wiese, *System der allgemeinen Soziologie*, (4 Aufl.), 1966, Duncker & Humblot, S. 254
- 17) 清水盛光, 前掲書, 203ページ
蔵内数太は, 集団の概念として, 共同な運命, 共同な遭遇, 共同な任務, 共同な目的に基づいた「同」を一つの要素としてあげる。(蔵内数太著, 社会学昭和41年, 培風館, 180—181ページ)
- 18) これについては, 別に論ずると共に, 今後, さらに詳細に考察したい。